

はじめに

鎌倉幕府の支配は、東国・北国・畿内近国・鎮西といった地域ごとに特色をもちつつ、段階差をとめないながら展開する。それぞれの地域を管轄する広域支配機関には、関東・六波羅・博多があり、国ごとを管掌する主たる職制としては、守護がおかれた。

このうちの守護に関する専一の成果として、佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』(1)がある。佐藤による諸国守護の任免をめぐる沿革考証は、モンゴル襲来を機とする北条氏一門の全国的な守護職の獲得や、得宗による守護職の一元的統制といった論点を生みだし、北条氏一門とその被官による幕府要職の占取などとともに、佐藤が提唱した得宗専制論の論拠となった(2)。

他方、石井進は、佐藤進一の「律令系地方行政機関たる国衙の勢力を奪い、これに代位することによって武家政権をして全国的政権たらしめる」(3)という研究視角をうけつき、国衙権限の吸収・集積を梃子とする鎌倉幕府支配が、国衙との一般的(国衙在庁進退権)・地域的(東国・鎮西特殊権限)・個別的(関東知行国)・個人的(在庁の御家人化)などの重層的な関係をもちながら、おもに守護を媒介として東国以下の各地域に展開していく過程を体系的に論じた(4)。

そして、如上の得宗専制論と国衙機構掌握論を裏づける随一の具体例とされたのが、若狭国守護にほかならぬ。

若狭国守護の基本史料に、『若狭国守護職次第』(以下『守護職次第』)と『若狭国今富名領主次第』(以下『領主次第』)がある(5)。佐藤進一は、『守護職次第』の分析をもとに、若狭国守護職は、北条義時以来、代々の得宗に伝領され、他の一門に分賜される場合はあっても、一時の恩補にとどまり、得宗が職の補任権を留保していたと評価した。

他方、石井進は、若狭国の有力在庁であった稲葉時定の今富名以下の旧領が、やがて守護となる得宗にうけつがれ、鎌倉最末期まで守護領として伝領されたと理解し、それらは国府近傍の国衙領を中心に交通上の要地を把握する濃密な分布を示しており、守護が税所職を兼ねて国衙機構の支配的地位を確立していたと評価した。若狭国は、やはり有力在庁の葉山頼宗の旧領が「国衙中心分布型」守護領となった安芸国とともに、守護が国衙機構の掌握をつうじて管国支配を深化させていく、その典型例とされたのである(6)。

だが、佐藤進一の若狭国守護をめぐる評価に対しては、近年、『守護職次第』の異本

『若狭国守護職代々系図』を紹介・分析した秋山哲雄により、守護の任免をめぐる事実認識をふくめて、種々の疑問が提出されている(7)。秋山の指摘には、首肯しうる部分も多い。とはいえ、いくつかの点については、なお再考の余地がある。また、石井進の「国衙中心分布型」守護領の評価には疑問があり(8)、なかでも若狭国守護領をめぐる理解に根本的な問題があることは、別稿でふれたとおりである(9)。

主として『守護職次第』『領主次第』という基本史料の分析をもとに、若狭国守護をめぐる史料や研究の混乱を整序すること。これが、本稿の当面の目標である。だが、その結果、得宗専制論や国衙機構掌握論が抱える問題点にも、論及することになるだろう。

結句、先学の実理解に対する疑問は、若狭国守護の任免に関する事実認識のちがいに発する。それは『守護職次第』の記事を、いかに読むかに尽きる。議論はふりだし、すなわち歴代守護の在任をめぐる検証からはじめなければならない(10)。

(1) 佐藤進一『増補 鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革考証編——』(東京大学出版会、一九七一年、初出一九四八年)。

(2) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年。初出一九五五年)。

(3) 佐藤進一『増補 鎌倉幕府守護制度の研究』(前掲)。以下、佐藤の指摘は、これによる。

(4) 石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」(『石井進著作集 第一巻 日本中世国家史の研究』岩波書店、二〇〇四年。初出一九五七〜六八年)。

(5) 『若狭国守護職次第』『若狭国今富名領主次第』(『群書類従 第四輯 補任部』)。

(6) 石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」(前掲)。同「鎌倉時代「守護領」研究序説」(『石井進著作集 第二巻 鎌倉幕府論』岩波書店、二〇〇四年。初出一九六七年)。以下、石井の指摘は、これらによる。

(7) 秋山哲雄「若狭国守護職をめぐる」(同『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇六年。初出二〇〇〇年)。以下、秋山の指摘は、特記せぬかぎり、これによる。

(8) 熊谷隆之「播磨国守護領の形成過程」(『ヒストリア』一八四号、二〇〇三年)。

(9) 熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」(『日本史研究』五四七号、二〇〇八年)。

(10) なお、国別の守護任免の再検証を試みた近時の成果として、伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究【国別考証編】』(岩田書院、二〇一〇年)がある。以下、伊藤の指摘は、

同著の各国の項による。

一 北条氏以前

まず、『守護職次第』は、表題に続き、次のように記す。

【史料1】『若狭国守護職次第』（部分）

一、右大将頼朝御代

津々見右衛門次郎忠季^{〔若狭〕}、守護領当保一円知・行之^一。建久七年九月一日、守護本下司^{〔領脱〕}稲庭権守時定跡拜・領之^{〔葉〕}。但正治御下知、遠敷郡并三方郡、此内十六箇所、藤民部大夫行光朝臣、建仁三年十二月廿二日雖^{〔二階堂〕}給^レ之、元久元年八月廿九日、忠季返・給之^一了。又於^二遠敷郡内九箇所^一者、左兵衛尉藤原家長^{〔中条〕}、建仁三年十二月廿二日給^レ之。雖^レ然、忠季後年^二還補^一了。年紀不^レ知。

佐藤進一は、【史料1】の冒頭について、稲葉時定から没収した所領を、若狭忠季が守護領として拝領したものと解し、建久七年（一一九六）六月に若狭国御家人交名が注進され（1）、後年の史料に「当地頭親父若狭次郎兵衛尉忠季、建久六年補・任当国守護^二」とあることから（2）、これを忠季の守護補任とみなす。

これに対し、【史料1】の後半は、建仁三年（一一二〇）三・一二月、二階堂行光と中条家長が稲葉時定の旧領を拝領し、元久元年（一一〇四）八月に行光分、後年に家長分が若狭忠季に返還された旨を記す。佐藤進一は、建仁三年九月の比企氏の乱に連座して、若狭忠季が守護を改替されたと推定し、また、後年の史料に「承久二年、次郎兵衛入道忠季。守護・地頭共以返・給之^一。」とあることから（3）、承久二年（一一二〇）の守護還補を推測する。

『守護職次第』の記事が事実を伝えているとすれば、若狭忠季を最初の守護とみなす通説も、そのまま認めうる。だが、にわかには首肯しがたい面もある。

『守護職次第』の記事は、歴代の守護を列挙するというよりも、むしろ稲葉時定の旧領たる「守護領」の伝領過程を記録することに主眼がおかれている。その意味で、稲葉時定の旧領が、当初から「守護領」であったとはかぎらず、後代に「守護領」として確立することになるそれらを、そのままさかのぼって「守護領」と表現した可能性を残している。『守護職次第』のいう「守護領」の伝領は、必ずしも守護在任を意味しない。

そして、前述のごとく、建久六年（一一九五）と承久二年（一一二〇）に、若狭忠季が守護に補任されたと明記するのは、後代の史料である。これについても、守護在任の確証とはいえぬ。また、詳しくは後述のごとく、北陸道への守護制度の導入には、別に考慮すべ

き問題もある。若狭忠季の在職を認めるには、なお慎重でありたい。

次に、『守護職次第』の続きを、佐藤進一があげる関連史料とともに掲げる。

【史料2】『若狭国守護職次第』（部分）

一、権大夫義時朝臣御分国

次郎兵衛忠季子息三郎兵衛忠時、承久三年、安堵御下知給_レ之、至_二于安貞二年_一一拜

領_一之。治七箇年。

【史料3】「島津家文書」承久三年七月二二日、北条泰時書状案(4)

しまつの三郎兵衛尉、と_レのいくさてんのきや仕て候上に、人_レく_レい_レつ_レもへ_レしたいを
申候ところに、い_レつ_レもへ_レま_レかり下候也。ありかたく、きう_レく_レしく_レみへ候_レにて候
也。便宜の時は、可_レ下_レ令_レ入_二見_一参_一給_上候。しさいはお_レりか_レみに見えて候也。恐々謹言。

承久三年

七月十二日 武蔵守在判

藤内左衛門尉殿

逐申

わかさの国中も_レんくわむ_レ両の候をハ、三郎兵衛尉に、関東御せいはいのほとハと
申て、申付候了。しるし_レふ_レみをあ_レい_レくして令_レ進候。わかさの兵衛入道かあとを
ハ、こ_レけあんとの御下文を給て候へハ、そのほかのもんくわんの両候を、申付て
候也。すこ_レなんともたうし_レハ申付候了。

承久三年(一一二二)六月、若狭忠季は承久の乱で幕府方として戦死する(5)。佐藤進一は、【史料3】追而書の部分から、若狭忠季の遺領が後家に安堵される一方、守護の地位は、若狭忠季の子息「三郎兵衛尉」こと島津忠時に与えられたと理解した。

だが、若狭氏の子息が島津氏というのは、いかにも面妖である。この佐藤説は、田中稔の指摘に起因する(6)。

【島津・若狭氏略系図】

島津忠久 —— 忠義(のち忠時)
若狭忠季 —— 忠時

「島津家文書」には「三郎兵衛尉」島津忠義が散見する。同家伝来の系図によると、忠義は島津忠久の嫡子で「改_二忠時_一」とある(7)。田中稔は、この島津忠義の存在や、若狭忠季と島津忠久が兄弟であることから(8)、島津忠久・忠義、若狭忠季・忠時の系譜関係に疑問をもち、【史料2】の「三郎兵衛忠時」こと若狭忠時が、島津忠久・若狭忠季のいずれかと猶子関係にあった可能性を指摘した。

「三郎兵衛」なる通称や「忠時」という実名が一致すること、それに【史料3】本文冒頭に「しまつ〔島津〕の三郎兵衛尉」とあることなどが、若狭忠時と島津忠義を同一人物と理解する誘因となったらしい。そして、かような理解は、網野善彦以下、近年の研究まで踏襲されている(9)。

だが、結局のところ、両人に上記以外の接点はなく、若狭忠季・忠時と、島津忠久・忠義の父子関係は、若狭国と島津氏の関係史料、それぞれで一貫する。その実、若狭忠時と島津忠義は、別人とみなすのが、もつとも単純明快な解釈である。

結果、若狭忠季の死後、その地位が子息の島津忠時に継承されたとする佐藤進一の指摘は、子息の若狭忠時に継承されたと読みかえられることになる。とはいえ、【史料3】追而書にみえる「三郎兵衛尉」が、若狭忠時をさすかといえ、これまた吟味を要する。

【史料3】追而書の「三郎兵衛尉」は、文中に若狭忠季が登場することもあり、忠季子息の若狭忠時(佐藤進一説では島津忠時)のことと理解されてきた。だが、前述のごとく【史料3】本文冒頭には「しまつ〔島津〕の三郎兵衛尉」とある。すなおに読めば、彼こそ島津忠久の子息、島津忠義にほかならぬ。

だとすれば、【史料3】をめぐる理解は、これまでとは、やや異なるものとなる。佐藤進一の人名比定はともかく、文意解釈をそのまま生かせば、承久の乱後、若狭国の没官領を注進し、同国の「すこ〔守護〕」を命じられているのは、若狭忠季の跡を継いだ子息若狭忠時ではなく、島津忠義ということになる。

乱後まもない承久三年(一一二二)七月、島津忠久は、若狭国に隣接する越前国の守護に補任され、「島津家文書」には、その際の補任状が現存する(10)。そして、同じころ、子息忠義は、同国内をはじめとする各所の地頭職を拝領している(11)。佐藤進一のいうごとく、【史料3】の「すこ〔守護〕」が守護就任を意味するとすれば、島津忠義は乱後、父が守護を務める越前国の隣、若狭国の守護に補任されたことになる。

だが、先述のごとく「島津家文書」には、越前国の守護補任状が残る一方で、若狭国のそれは現存せず、島津忠久から忠義に越前国守護職が譲られた際の文書にも、若狭国守護職はみえぬ(12)。そして、やがて越前国守護職が島津氏の手を離れたのち、島津氏はその回復を企図しているのに対し(13)、若狭国守護職に関するそうした形跡は、いっさい確認できない。「すこ〔守護〕」は、乱後の没官領注進や治安維持を意味するにとどまる可能性が高く、結局、【史料3】は、若狭忠時はおろか、島津忠義が若狭国守護に在任した明証ともなりえないのである(14)。

それでは、この間の守護について、どのように考えるべきなのか。もとより、筆者は、通説どおりの理解を、まったく否定するつもりもない。すなわち、『守護職次第』の記載に沿って、建久七年(一一九六)前後に若狭忠季が守護補任とともに「守護領」を獲得するも、建仁三年(一一二〇三)の比企氏の乱で罷免され、「守護領」も没収。その後、「守護領」が二階堂行光・中条家長に分割された間の守護は不明とし、承久二年(一一三〇)に若狭忠季に還補されたとする理解である。

しかし、『守護職次第』は、歴代守護よりも「守護領」の伝領過程を記録することに主眼がおかれ、守護補任を明記するのは、後代の史料である。これらが守護在任の確証たりえぬことは、前述したとおりである。

この間の守護を推測するもうひとつの材料は、【史料2】の「一、権大夫義時朝臣御分^(北条)国」の一行である。佐藤進一は、若狭忠季が失脚した建仁三年〜承久二年の間、ないしはその間の一時期に、北条義時が守護であった可能性にふれる。それに対し、秋山哲雄は、これ以後にはじまる得宗支配の正当性を主張するための一手段として、事実に対して義時の在職を記した可能性を指摘する。

次章の検討をふまえれば、秋山哲雄の指摘は首肯しうる。だが、かといって、若狭忠季・忠時が在職した確証もない。いずれも、承久の乱以前における守護在任の明証たりえぬ、といわざるをえないのである。

(1) 「東寺百合文書」ホ函四―五、建久七年六月日、若狭国御家人注進状案(『鎌倉遺文』二卷八五四号)。

(2) 「東寺百合文書」エ函九、文永六年八月二日、若狭国太良荘雑掌重申状案(『鎌倉遺文』一四卷一〇四六七号)。

(3) 同前。

(4) 「島津家文書」承久三年七月一二日、北条泰時書状案(『鎌倉遺文』五卷二七六六号)。

(5) 『吾妻鏡』承久三年六月一八日条(『新訂増補 国史大系』本)。

(6) 田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察——若狭国の地頭、御家人を中心として——」(同『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年。初出一九六〇年)。以下、田中の指摘はこれによる。

(7) 「島津家文書」年月日未詳、信濃国太田荘相伝系図(『鎌倉遺文』五卷三三八七号)。

(8) 『島津系図』(『続群書類従 第五輯上 系図部』)。

(9) 網野善彦「承久の乱後の越前・若狭」(『福井県史 通史編2 中世』第一章第三節、福井県、一九九四年)。以下、網野の指摘は、これによる。伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究【国別考証編】』(前掲) 若狭の項。

(10) 「島津家文書」承久三年七月二日、関東下知状(『鎌倉遺文』五卷二七六四号)。

(11) 「島津家文書」承久三年八月二五日、関東下知状(『鎌倉遺文』五卷二八一一号)。

「島津家文書」承久三年閏一〇月一五日、関東下知状(『鎌倉遺文』五卷二八七六号)。

(12) 「島津家文書」嘉禄三年一〇月一〇日、九条頼経袖判下文(『鎌倉遺文』六卷三六七〇号)。

(13) 「島津家文書」元亨元年九月六日、道義島津忠宗置文(『鎌倉遺文』三六卷二七八五七号)。

(14) 網野善彦は、嘉禄三年(一二二七)一〇月、若狭国守護の島津忠時が、父忠久から越前国守護職を譲られ、両国の守護を兼帯したと述べる。これは、佐藤進一の説をうけたものとみられるが、前述のごとく、佐藤のいう島津忠時は、若狭忠時であり、越前国守護職を譲られた島津忠義とは、別人である。なお、近時の伊藤邦彦の研究にも、網野と同様の指摘がある。

二 北条時氏く経時

次に、『守護職次第』の続きを、前掲部分もふくめて掲げる。

【史料4】『若狭国守護職次第』(部分)

一、権大夫義時朝臣御分国(北条)

次郎兵衛忠季子息三郎兵衛忠時、承久三年、安堵御下知給_レ之、至_二于安貞二年_一 拝領_一。治七箇年。

一、修理亮殿御分国(北条時氏)(行)泰時。

自_二安貞二年_一、至_二寛喜元年_一 御_一 拝領_一。(中略) 治四ヶ年。

一、中武蔵守殿御分国(北条経時)

暫御_一 拝領_一。

一、陸奥守重時朝臣(北条)六波羅北殿。号_一極楽寺殿。

自_二寛喜二年_一 御_一 拝領_一。(中略) 但守護領佐分郷・西津・開発計也。於_二残員所

々_一者、中武蔵守殿御_一 拝領_一。(後略)

しかし、この時期の記事については、明らかな矛盾も多い。そこで、同じく齟齬をきたす『領主次第』の記事を掲げる。

領。」という情報が、【史料4】では経時期の上限年代、つまり時氏の項の下限年代として反映されたのだと考えられる。だが、【史料4・5】は、いずれも寛喜二年六月に時氏が没した事実を認識していない。ために、【史料4】経時の項は「暫御・押領之。」と、模糊として記載するにとどまったのであろう。

続く【史料4】重時の項は、寛喜三年の重時の守護就任を記す。おそらく、これは【史料5】時氏・経時の項にみえる寛喜三年五月、ないしは同年一二月と対応する。先述のごとく【史料5】時氏・経時の項は、経時の領有期を二項に分けて記している。時氏の没年が認識されていなかったことや、重時の守護就任により、守護職と今富名の知行者が別人になったことが、かかる混乱の要因であろう。

以上で、【史料4・5】が記す承久三年(一一二二)、寛喜元年(一一二九)、寛喜二年、寛喜三年、寛元四年(一二四六)という各年次のもつ意味が、明らかになった。残るは、【史料4】義時・時氏の項が記す、安貞二年(一一二八)である。この年次は、守護職の伝領を記す【史料4】のみに登場し、今富名の相伝に関する【史料5】との関係から説明ができぬ。逆にいえば、今富名との関係から説明のつかぬ安貞二年こそは、守護職のみにかわる年次であり、つまりは【史料4】の記すとおり、北条時氏が守護に就任した年だと考えざるをえない。

かくして安貞二年(一一二八)、北条時氏が守護に就任。寛喜元年(一一二九)、若狭忠時が陰陽頭を殺害したかどで今富名を没収されて、ほどなく守護北条時氏がそれを押領し、寛喜二年六月に没。北条経時が守護職と今富名をともに相続するも、寛喜三年、今富名の伝領とは別に、北条重時が守護に就任し、かたや北条経時は、寛元四年(一二四六)四月に没するまで、今富名を伝領し続けることになるのである。

(1)以下、北条氏一門の経歴については、細川重男「鎌倉政権上級職員表(基礎表)」(同『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年)、北条氏研究会編『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社、二〇〇一年)。

三 北条重時と時茂

続いて、北条重時以降の守護在職状況を見る。『守護職次第』のこれ以降の部分については、細部はさておき、上述してきた部分ほどの誤謬はないこと、先学が分析したとおりである。以下では、守護職の伝領過程をたどりつつ、そこから派生する諸問題を考察する。

【史料6】『若狭国守護職次第』（部分）

一、陸奥守重時朝臣（北条）
六波羅北殿
号極楽寺殿。

自寛喜二年「御・拝・領之」。（中略）但守護領佐分郷・西津・開発計也。於殘員所々一者、中武蔵守殿御・拝・領之」。（中略）
（北条経時）

一、八郎御曹司実名不_レ知。

正元元年、暫御・拝・領之」。（中略）

一、陸奥守時茂朝臣号（北条）北殿」。

自文応元年「御代官高橋五郎右衛門尉光重」。（中略）

一、時宗朝臣御分国相模守殿。（北条）

自文永八年「御代官渋谷小馬十郎恒重」。（後略）

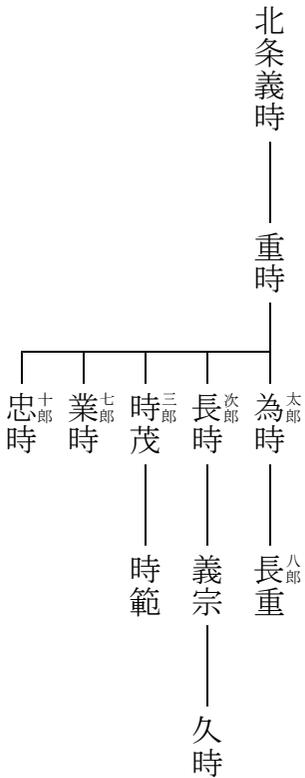
寛喜二年（一一三〇）三月、北条重時は六波羅探題北方に着任し(1)、【史料6】によれば、寛喜三年に若狭国守護に就任する。

【史料6】によると、重時に続いて正元元年（一二五九）に就任するのは「八郎御曹司実名不_レ知」である。宝治元年（一二四七）七月、重時は、六波羅北方を嫡子長時に譲つて東下したのちも、守護に在職していたことになる。

「八郎御曹司」について、佐藤進一・田中稔は、何者か言及していない。一方、秋山哲雄は、この間、北条時氏・重時・時茂といった六波羅北方が守護に在任したことから、正元元年当時、六波羅北方であった時茂の弟である可能性と、「八郎」は「三郎」の誤写で時茂本人をさす可能性を併記する。

「八郎御曹司」を重時流の子弟と推定することに、異論はない。そこで、一人の名をあげる。重時の孫長重である。

【北条氏重時流略系図】



長重の父為時は、系図によっては時継ともみえ(2)、野津本『北条系図』に「物狂。苅田時継改」。(3)、群書類従本『北条系図』に「太郎。早世。」とあり(4)、前田本『平氏系図』には、長時の注記「二」に対して「一」と記される(5)。森幸夫が指摘するよう

に、為時は重時の長男で、嘉禎元年(一一三三)一〇月ごろ、八歳で疱瘡にかかって廃嫡され、弟長時が嫡子となる(6)。

そして、為時の息長重について、諸系図は長子として記す一方、野津本『北条系図』は「荊田八郎」、前田本『平氏系図』は「陸奥八郎」、群書類従本『北条系図』や『尊卑分脈』(7)は「備前守」と記し、野辺本『北条氏系図』には「次郎八郎^(次)。後為祖父養子^(次)」、号「陸奥八郎^(次)。」とある。父為時の病ないしは夭亡により、祖父重時の養子となったことが分かる。「陸奥八郎」の「陸奥」は、重時の極官である陸奥守に由来する。

重時息のうち、「七郎」業時が生まれたのは仁治二年(一一四二)ごろ、「八郎」と「九郎」は、長重を除くと存在が確認できず、「十郎」忠時の生年は建長元年(一一四九)である。長重の父為時は「七郎」業時の出生時に一四歳前後、「十郎」忠時の生誕時に二二歳。この間に「八郎」長重が生まれたとすれば、父為時の年齢にも、さほどの無理はない。

そして、「八郎御曹司」が守護に就任した正元元年(一一五九)、「七郎」業時は一八歳前後、「十郎」忠時は一〇歳である。「八郎」長重は、一〇代なかばということになり、まさに、無位無官の「御曹司」とよばれるにふさわしい。ほどなく守護を改替されたために、実名は【史料6】に伝わらなかったのであろう。「八郎御曹司」は、北条重時の孫で養子の長重に比定しうる。

続いて【史料6】が記すのは、文応元年(一一六〇)の北条時茂である。異本『若狭国守護職代々系図』は「陸奥守時輔朝臣」とするが、先学が指摘するように、守護代の顔ぶれや「号^(北殿)」の注記から、時茂が正しい。時茂は、建長八年(一一五六)以来、兄長時の後任として六波羅北方の任にあり、文永七年(一一七〇)正月、在京のまま没する。【史料6】は、時茂の後任北条時宗の就任を文永八年と記す。以後、貞時の代の前半までは、得宗守護国となるのである。

以上、寛喜三年(一一三二)に北条重時が守護に就任してから、子息らがその後任を務め、やがて得宗守護国となるまでをたどってきた。

かつて佐藤進一は、若狭国守護職は北条義時補任以来、代々北条氏の嫡流に伝えられ、たとえ一門に分賜されても、それは一時の恩補にとどまり、職の補任権はつねに得宗に留保されていたと評価した。これに対し、秋山哲雄は、北条義時の在任に疑問をもち、また、重時流が在職した事実から、代々の得宗に伝領されたとする佐藤の評価を批判した。秋山の指摘は、このかぎりでは首肯しうる。

だが、北条時氏・重時・時茂が、いずれも就任時に六波羅北方に在職中であつたことか

ら、この間は北方が終生在任するのが慣例であったとする秋山の評価には、無理がある。北条重時の東下後、後任の六波羅北方で嫡子の長時は守護に就任せず、対して守護であった北条経時・長重は、六波羅北方を経験していない。詳しくは後述するように、六波羅北方が守護を務めたというよりも、歴代守護のなかに六波羅北方経験者がいたというのが、相応である。

また、秋山哲雄は、寛喜二年(一一三〇)六月に就任した北条経時が、まだ五歳の若年であったことから、その守護在任を疑問視する。しかし、父時氏は夭亡したとはいえ、祖父泰時は健在どころか、執権として幕府権力の頂点にいる。時氏が没したとすれば、幼年でも経時が守護職を相承するのが、むしろ自然である。

別稿で指摘したように、守護の地位は、元来「職」として成立したわけではなく、承久の乱後、二次的に「守護職」として確立する。これにより、守護の地位は、地頭職などとともに相伝される「職」として、譲状などに載せられるようになるのである(8)。その意味で、たとえ幼年でも、北条時氏が終生保持した守護職が嫡子経時に伝えられ、晩年まで重時の掌中にあつた守護職が養子長重へ譲られたのは、しごく当然なことだと思う。

秋山哲雄は、得宗権力を過大に評価する佐藤進一以来の研究を批判し、北条氏における各一門の独自の動向や基盤の存在を重視すべきことを主張する(9)。秋山が疑問視した経時の就任や、今回、素性が明らかとなった長重の就任は、守護職の伝領が、その当初、各一門の恣意にかなりの程度、委ねられていたことを示しており、秋山が主張する各一門の独立性を、かえって裏づけるための材料となろう。

だが、寛喜二年(一一三〇)六月に就任した北条経時が五歳の若年であり、翌寛喜三年、北条重時がその後任を襲った事実は、得宗を祖父にもつ嫡孫でも、幼年であるがゆえに、守護職の確保が困難だったことを明瞭に示している。経時の守護就任と、まもなく改替は、得宗権力の過大視を相対化するうえで、むしろ看過できぬ事実なのである。

そして、同様の危機は、重時流をも襲う。文永七年(一一七〇)正月、時茂が没すると、若狭国守護職は、得宗時宗の手に移る。時茂の没時、嫡子時範は、一二歳の若年であった。また、建治三年(一一七七)八月、重時の嫡孫義宗が没したのち、弘安三年(一一八〇)七月の段階で、九歳の嫡子久時は、父祖から相承した河内・摂津・信濃・信濃・紀伊・日向国の守護職を兼帯していた。だが、少なくとも和泉・摂津・紀伊国の守護職は、まもなく久時の手を離れることになる(10)。

かつて北条氏の各一門が有した守護職の譲与をめぐる恣意性は、モンゴル襲来への対応

から「非器」の守護が大規模に改替される趨勢のなか、徐々に縮小されていくのである。そして、それは、北条氏一門以外の外様守護も、同様である。承久の乱後、守護が「職」化することで、守護職の相伝をめぐる各氏の自立性は強まったとはいえ、「非器」などの瑕瑾があれば、改替はまぬがれぬ。それは、得宗流の後嗣や、それに次ぐ家格を有した重時流の子弟とて、例外ではなかったのである。

(1) 六波羅探題の北方・南方については、熊谷隆之「六波羅探題任免小考——『六波羅守護次第』の紹介とあわせて——」（『史林』八六巻六号、二〇〇三年）。

(2) 『桓武平氏諸流系図』（『中条町史 資料編 第一巻 考古・古代・中世』中世、2 参考資料）。野辺本『北条氏系図』（『宮崎県史 史料編 中世2』野辺文書、一二五号）。正宗寺本『北条系図』（東京大学史料編纂所影写本）。

(3) 野津本『北条系図』。田中稔「野津本『北条系図、大友系図』」（『国立歴史民俗博物館研究報告』五集、一九八五年）に翻刻がある。

(4) 群書類従本『北条系図』（『続群書類従 第六輯上 系図部』）。

(5) 前田本『平氏系図』。細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（前掲）に翻刻がある。

(6) 森幸夫『北条重時』（吉川弘文館、二〇〇九年）。『明月記』嘉禎元年一〇月一六日条（国書刊行会本）は、八歳で死去したと記すが、森が指摘するように、任官や子息の存在から、誤報である。

(7) 『尊卑分脈』桓武平氏（『新訂増補 国史大系』本）。

(8) 熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」（前掲）。

(9) 秋山哲雄「北条氏一門と得宗政権」（同『北条氏権力と都市鎌倉』〔前掲〕。初出二〇〇〇年）

(10) 熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」（前掲）。

四 北条時宗〜高時

続いて、鎌倉後期の守護職の伝領過程をたどり、そこから浮上する諸問題を論ずる。

【史料7】『若狭国守護職次第』（部分）

一、時宗朝臣御分国（北条）相模守殿。

自（北条）文永八年、御代官渋谷小馬十郎恒重。（中略）

一、貞時朝臣御分国（北条）号「最勝園寺殿」。

自弘安八年^一、御代官工藤右衛門入道梶禪。本果 晩（中略）

一、駿河守宗方朝臣^{北条}六波羅北殿。

自正安元年^一、御代官同左衛門入道妙覚。玉藤（中略）

一、陸奥守宣時朝臣^{北条}

自嘉元二年^一、御代官渋谷十郎宗重。

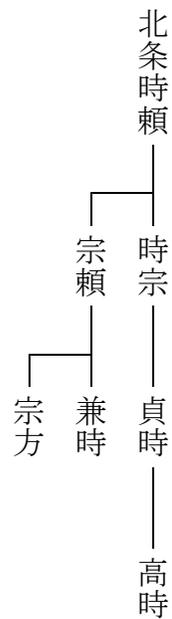
一、貞時朝臣御分国最勝園寺殿。

自延慶二年^一、御代官工藤二郎右衛門尉貞祐。（中略）

一、高時朝臣御分国^{北条}

自元亨四年八月^一、御代官小馬三郎。（後略）

【北条氏得宗流略系図】



【史料7】によると、文永八年（一二七二）の北条時宗、弘安八年（一二八五）の北条貞時を経て、正安元年（一二九九）に貞時の従兄弟で猶子の宗方が守護に就任する。これにさきだつ永仁五年（一二九七）七月、宗方は六波羅北方に就任し、正安二年一月に東下、嘉元の乱で誅殺される嘉元三年（一三〇五）五月まで守護に在任する。

それに続くのは、嘉元三年の北条宣時。宣時は、正安三年八月に執権北条貞時が出家した際の連署で、ともに出家している。出家したとはいえ、北条氏一門中の最長老で、依然、得宗貞時に次ぐ地位にあった¹。さらに、【史料7】によれば、延慶二年（一二〇九）、貞時が守護に復帰し、以後、鎌倉幕府滅亡まで、若狭国は得宗守護国となる。

秋山哲雄は、宗方の就任を、六波羅北方が守護となつて終生在任する慣例の復活と評価し、得宗が守護国の保持を意図しながらも、そうした慣例との折衷を考慮し、六波羅北方であり、得宗の猶子でもある宗方が就任したと理解する。また、秋山は、宗方の没落後、六波羅北方が守護に就任することはないものの、同時期以降、六波羅北方は摂津・播磨国守護を兼帯しており²、得宗の絶対的な権勢により、若狭国から駆逐されたわけではないと評価する。

だが、前述のごとく、筆者は、そうした特殊な慣例の存在を想定する必要を認めず、むしろ、それによる議論の混乱を危惧する。たとえば、六波羅北方による摂津・播磨国の守護兼帯とは異なり、六波羅北方と若狭国守護職は、一体不可分の関係にあつたわけではな

い。秋山の指摘をうけ、北条時茂以前の若狭国守護を六波羅北方の兼帯とする記述も目にするが(3)、上述してきたように、それは事実には反する。

そして、宗方が六波羅北方への着任後、近隣の得宗守護国たる若狭国を拝領したというかぎりであれば、このような人事には、いくつかの類例がある。第一に、正応六年(一二九三)三月、博多に着任し、得宗貞時の守護国たる肥後国を引き継いだ北条兼時(4)。第二に、永仁四年(一二九六)四月、兼時の後任として博多に着任し、やはり肥後国を拝領した北条実政の例がある(5)。

兼時が引き継いだ肥後国は、当時、守護正員がほぼ完全に下向していた鎮西では、唯一、正員が下向せぬ得宗守護国であった。兼時は宗方の兄で、宗方と同じく得宗貞時の従兄弟かつ猶子である。実政も、博多を離れて東下した兼時の後任にあたる。いずれも、探題が就任するに際し、近隣に着任した便宜をもって、隣国の守護を委ねた人事の一環である。

そして、その実、近隣に着任した便宜から、隣国の守護を委ねるといふ人事は、上述してきた若狭国の場合にも妥当する。まず、北条時氏が若狭国守護に就任し、その後、北条経時・長重という幼少の相承者の出現、すなわち「非器」の出来によって、守護職が別の家系に移る際、それぞれの跡を襲ったのは、北条重時・時茂である。時氏・重時・時茂は、いずれも就任時に、若狭国の近隣、京都で六波羅北方の任にあり、いふなれば、隣国において守護を担いうる「器用」の者であった。

さらに、時氏は東下後にまもなく没するまで、重時は東下後も晩年まで、時茂は在京のまま没するまで、守護に在任した。そして、宗方も東下後、誅殺されるまで守護に在任する。これも、やはり慣例以前の問題といわざるをえない。守護職は「職」であるがゆえに、「非器」でなければ、原則として「器用」の者に相伝される。得宗貞時の従兄弟、しかも猶子で、幕府中枢の出世階梯を順調に昇り続けていた宗方であれば、なおさら当然の話である。

宗方が六波羅北方着任とともに近隣の得宗守護国を拝領し、終生在任したことは、秋山哲雄のいう特殊な慣例を想定せずとも、若狭国にかぎらず、鎌倉期をつうじて一般的にみられる人事のありかたとして理解できる。若狭国守護職は、基本的には相伝され、ときに「非器」の出来や戦乱・政変に際して「器用」の者に遷替するという、ごく一般的な伝領過程を経たと評価しうるであろう。

最後に、若狭国の守護領について論及する。若狭国守護の地位は、若狭忠季・忠時父子については未確定な部分を残すとはいえず、その後は、北条時氏・経時(得宗流)、北条重

時・長重・時茂(重時流)、北条時宗・貞時・宗方(得宗流)、北条宣時(時房流)、北条貞時・高時(得宗流)と、北条氏の各一門によって伝領された。

それに対し、これまで「守護領」とされてきた今富名は、若狭忠季・忠時のち、北条時氏を経て、北条経時・時頼・時宗・貞時・高時に伝領された。すなわち、守護職がたびたび得宗流の手を離れた経時以降も、一貫して得宗に伝領されたのである。

このようにみても、石井進のいう「守護領」は、得宗以外が守護に就任してもなお、得宗に伝領されたのであり、いわば「得宗領」そのものである。先学が指摘するように、『守護職次第』『領主次第』の鎌倉期の記事を作成したのは得宗の関係者であり、その意図は、得宗が守護であり、今富名を領した先例を示す点にあった。

かくして北条義時以来、守護職が得宗に連綿と伝領されたとする佐藤進一説や、今富名を「守護領」と理解する石井進説は、いずれも両史料を作成した得宗関係者の主張に、図らずも、引きずられたものといわざるをえないのである。

(1)伊藤邦彦は、出家後の北条宣時が若狭国守護に就任したことに疑問をもち、嫡子宗宣の就任を推定する。出家者が守護に就任できぬ根拠や、宗宣が就任した論拠もふくめ、いまのところ、肯定も否定もする材料をえない。嘉元の乱後における北条貞時政権の退潮が、北条宣時の守護就任と関係する可能性を指摘するにとどめる。嘉元の乱とそれにいたる政治状況については、細川重男「嘉元の乱と北条貞時政権」(同『鎌倉政権得宗専制論』「前掲」。初出一九九一年)を参照。

(2)秋山哲雄は、弘安年間(一二七八〜八八)に六波羅北方の北条兼時が摂津・播磨国守護を兼任したことから、兼時以降、六波羅北方が両国守護を兼帯したと推定する。だが、摂津国については、延慶三年(一二三〇)十一月、六波羅南方の時敦による守護兼帯が確認でき、正和四年(一二二五)六月、時敦が在京のまま六波羅北方に転任することで、以後、六波羅北方の守護兼帯となる(熊谷隆之「守護代・使節・検断方——摂津国長洲荘悪党関係史料の分析から——」『勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年)。兼時よりのち、時敦にさきだつ時期の守護兼帯の徴証はない。なお、拙稿をうけ、伊藤邦彦は、兼時以来の六波羅探題による守護兼帯を推測する。だが、秋山説と同様、論拠はない。

他方、播磨国についても、やはり兼時後任の久時・宗方が、守護に在職した徴証はない。六波羅北方による守護兼帯の初見は、いまのところ、佐藤進一が指摘したように、

乾元二年（一二〇三）八月の基時とすべきである。かくて守護兼帯をいたずらに遡及させる向きには、危惧を感じる。史料の博搜と慎重な考証にもとづく佐藤進一の方法に、あらためて学ぶべきだと思う。

（3）森幸夫『北条重時』（前掲）。伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究【国別考証編】』（前掲）若狭の項。

（4）村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」（同『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年。初出一九七八年）。

（5）同前。

おわりに

以上、『守護職次第』『領主次第』という二つの基本史料を読みなおし、守護在任をめぐる史料や研究の混乱を整理することに重きをおきながら、そこから浮上する問題に論及した。最後に、論じ残した点を、今後の課題とともに記し、本稿のむすびにかえる。

第一に、若狭国守護の評価である。得宗専制論や国衙機構掌握論の論拠とされた若狭国の事例は、いずれの論からも逸脱する論点を提供する。

ひとつは、得宗による守護職の統制の限界である。若狭国守護職は、得宗と他の一門それぞれによる相伝を基本としつつも、相互に遷替を繰り返し、やがて得宗の手中に帰した。秋山哲雄は、得宗による守護職の伝領の断続性などから、北条義時以来、得宗が伝領したとする佐藤進一説を批判した。それをうけ、本稿では、秋山が疑問視した幼少の北条経時の在職を認めたくえで、得宗の嫡孫であっても、まもなく改替された事実を指摘した。

思えば、得宗が守護であり、今富名を領した先例を強調する『守護職次第』『領主次第』の鎌倉期の部分が作成されたのは、正和三年（一二三四）閏三月以前である。これにさきだつ応長元年（一二二一）一〇月、得宗貞時が没した際、嫡子高時は、九歳であった。経時と同様の状況が、鎌倉最末期まで続いていた可能性さえ、想定できる。

得宗としての権勢が、守護職の集積や伝領を、より確固たらしめたことを否定するつもりはない。だが、後継者の幼少などにより、改替されうるという意味では、得宗とて、他の一門や外様と同じ状況におかれていたのである。若狭国守護職は、佐藤進一のいう、得宗による守護職の一元的統制を示す典型例どころか、むしろ、その限界面を明示する事例なのである。

もうひとつは、得宗支配の特異性である。若狭国では、守護の地位がいったん得宗流か

ら離れたのちも、どうか得宗領として伝領された今富名が、再度、再三の得宗による守護就任により、結果的に守護領となった。守護である以上に、得宗であることが卓越した結果、今富名は得宗領として確保され、やがて守護職までもが得宗の手に帰したというのが、実相なのである。

もとより、得宗が断続的とはいえ、守護に在任したことが、得宗による若狭国の支配に、より有利に働いたことも確かである。だが、守護職が他の一門の手に移っても、得宗が今富名を堅持しえた事実は、得宗の地位が守護のそれを超越していたこと、つまりは、得宗の若狭国における支配が、守護よりも、得宗としての権勢に依拠するものであったことを、明瞭に物語る。

守護就任の有無にかかわらず、一族嫡流の当主であることを強みとして、一国支配が企図された事例など、ほかにあるまい。若狭国の事例は、石井進のいう、守護による国衙機構の掌握をつうじた管国支配の典型例どころか、守護としての地位を必ずしも媒介とせぬ、得宗による一国支配という未曾有の可能性を示す特殊例なのである。

だが、別稿で論じたように、在庁職や在庁名の兼帯は、必ずしも国衙機構の実質的掌握を意味しない(1)。得宗や守護によるそれらの兼帯が、一国支配に有利に働いたことを否定せぬまでも、どれほどの梃子として機能したかは、なお吟味の余地がある。

また、石井進が主要なありかたと評価した「国衙中心分布型」守護領も、これに該当せぬ国々は、数多く認められる(2)。石井が典型例と評価した若狭国や安芸国は、在庁職や在庁名の掌握が進んだ成功例であるにせよ、これらはむしろ、きわめて限定的な事例である可能性さえ残る。

何を主要とし、何を特殊とみなすか。それは、鎌倉幕府勢力の権力編成全体のなかで、みきわめなければならない。佐藤進一以来の研究蓄積をうけとめ、史料の博搜と慎重な考証に心がけ、ときには大胆な仮説の提示も試みながら、一国一国、検証しなおしていく必要がある。大きな課題である。

第二に、北国、すなわち北陸道の位置づけである。かねて別稿では、北国・畿内近国・鎮西における建久年間(一一九〇～)以後の守護設置を認める一方で、東国については、当初から一部に守護が設置された可能性を認めつつも、東国全体としては、守護不設置を基調としたと評価した。東国は、東海・東山道の遠江・信濃国以東の一五ヶ国である(3)。

本論中でも示唆したように、若狭国をふくめた北陸道に、建久年間から守護がおかれたかについては、実は、なお検討すべき余地がある。時期を下れば、北陸道にも守護の實在

が確認できる。だが、当初から設置されていたことを明示する史料はない。その実、状況は、東国とかわらないのである。

鎌倉初期の若狭忠季・忠時父子の守護在職について、肯定も否定もしなかったのは、このことに起因する。如上の問題の解明には、寿永三年(一一八四)正月、木曾義仲の滅亡後、鎌倉殿勸農使として派遣された比企朝宗の評価をふくめ、北陸道全体を視野に入れた綿密な分析が必要であり、本稿では論及できなかった。今後の課題である。

第三に、南北朝期以降への影響である。『守護職次第』には、応永二九年(一四二二)、『領主次第』には、応永三〇年までの記事が残る。鎌倉期のそれにくらべ、情報量は豊富である。

上述した鎌倉期の状況は、得宗という強大な権力が除かれたのち、いかにうけつがれ、後代の政治・地域史にどのような影響を与えたのか。若狭国にかぎらず、鎌倉期から南北朝期以降をみとおした研究は、さほど多いとはいえぬのが現状である。両時期をつうじた武家勢力の展開状況を、連続と断絶の両面に留意しながら、相応に把握していく必要がある。今後の課題としたい。

(1)熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」(前掲)。

(2)熊谷隆之「播磨国守護領の形成過程」(前掲)。

(3)熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」(前掲)。

【付記】本稿は、二〇一〇年度・文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B)による研究成果の一部である。